

ダルニー奨学金申込書

ご記入日 _____年____月____日

お名前 (漢字)		登録番号	すでに登録番号をお持ちの方はご記入ください
お名前 (ローマ字)		携帯電話番号	
奨学金名義	奨学金名義団体・グループ等の名称を使う場合のみご記入下さい。(最大32文字のローマ字又は日本語50字以内)		
<input type="checkbox"/> タイのご住所		Tel:	
<input type="checkbox"/> タイのご勤務先		Tel:	
<input type="checkbox"/> 日本のご住所		Tel:	
E-mail			

*報告書の希望送付先に印をお付けください(1箇所のみ)。

*タイのご住所で返送された場合や帰国された場合、日本のご住所に報告書等を送付致します。

タイ滞在のご予定 あと _____年____ヶ月位

奨学金支援のご希望タイプ記入欄

ご希望のタイプの欄にご支援いただく奨学生数、及び合計金額をご記入下さい。

中学支援：3年分一括

一人の子どもの3年間分の奨学金を 全額一括してご寄付いただく方法です。

6,000バーツx _____人分= _____ バーツ

中学支援：1年分のみ

一人の子どもへの1回限り1年間分のみの奨学金。

2,000バーツx _____人分= _____ バーツ

高校/専門学校支援：3年分一括

一人の子どもの3年間分の奨学金を 全額一括してご寄付いただく方法です。

15,000 バーツx _____人分= _____ バーツ

高校/専門学校：1年分のみ

一人の1回限り1年間分のみの奨学金をご寄付いただく方法です。

5,000 バーツx _____人分= _____ バーツ

障がい児支援：1年分のみ

一人の1回限り1年間分のみの奨学金をご寄付いただく方法です。

5,000 バーツx _____人分= _____ バーツ

タイ深南部の孤児支援：1年分のみ

一人の1回限り1年間分のみの奨学金をご寄付いただく方法です。

5,000 バーツx _____人分= _____ バーツ

任意の奨学金寄付でEDFに一任 _____バーツ

EDFタイ事務所への寄付 _____バーツ

合計： _____バーツ

男女の希望がある場合のみご記入下さい。

男子 _____人 女子 _____人

送金方法記入欄

ご希望の送金方法を選び、必要事項をご記入下さい。

1.小切手 (Personal Check またはCashier's Check)

➔ 小切手とこの申込書をEDF宛てにご送付下さい。

2. Donation Point

(フジスーパー、クラブタイランドカフェ)

➔ カウンターにて申込書と共に現金をお渡し下さい。申込み時の仮領収書は保管しておいて下さい。後日、正規領収書を送付致します。

3.クレジットカード

使用可能ブランド VISA MASTER JCB

カード番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(表の全16桁)

署名(手書き)： _____

有効期限： _____

➔ クレジットカード払いの銀行口座からの引き落とし日は毎月11日か30日です。

➔ この申込書をEDF宛てに送付下さい。又は、スキャンして、下記のメールアドレスまでご送信下さい。FAXも可能です。

4.タイ銀行振込

入金日 _____

口座名：The Education for Development Foundation (タイ語では มูลนิธิกองทุนการศึกษาเพื่อการพัฒนา)

Siam Commercial Bank

支店：Ngam Wong Wan 口座番号：319-2-77744-8

Bangkok Bank

支店：Bang Khen 口座番号：161-456698-0

Kasikorn Bank

支店：Bang Khen 口座番号：070-2-45369-0

TTB Bank

支店：Kasetsart University 口座番号：069-2-41110-1

Krungthai Bank

支店：Phaholyothin39 口座番号：980-7-59891-5

➔ 銀行からもらう振込依頼書写しにお名前と電話番号をご記入の上、申込書と共にEDF宛てに送付下さい。FAXかEメールでも可能です。

申し込みの用紙の送付先

The Education for Development Foundation(EDF)

594/22 Patio Residence Ratchayothin, Phaholyothin 32 Alley Chandrakasem, Chatuchak, Bangkok, 10900 Thailand

Tel: 02-942-8538 (日本語ライン), 02-579-9209-11

Email : public@edfthai.org Line : @edfthai

タイにおける税制優遇措置

EDFは1991年に内務省から4794号の財団として認可され、さらに1994年には財務省から255号の税制優遇措置団体に認可されました。EDFへの寄付の領収書は保険や扶養家族控除などと同様に所得金額から控除され、この分は所得税が課税されません。なお、寄付による控除額の上限は、所得金額から保険や扶養家族などを控除した後の額の10%です。